毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

### 目 次

規

則

○福島県中小企業高度化資金の貸付 規則 けに関する規則の一部を改正する

告 示 六三

○電線共同溝を整備すべき道路とし ○患畜又は疑似患畜の発見について 届出があった件

六四

○福島県収入証紙の売りさばき人と して指定した件 て指定した件二件

○土地改良区の役員が退任した旨届 ○特定非営利活動法人の定款の変更 の認証の申請があった件

○土地改良事業の工事の完了につい ○土地改良区の役員が就退任した旨 届出があった件二件

### 規 則

福

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布

平成二十二年十二月三日

福島県知事 佐 藤 雄 平

## 福島県規則第五十九号

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則 福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則 (昭和四十三年福島県規則第1 二十九

号)の一部を次のように改正する。

事業に限る。)」を加える。 同項第十六号に掲げる業務に係る事業(同項第三号ロ又はハに規定する事業に附帯する 第二条第二号中「又はハ」を「若しくはハ」に改め、「規定する事業」の下に「又は

る事業のうち」を加え、「に行う施設の整備」を削り、 第四条第二項第二号ア中「中小企業者が」の下に「当該事業に係るものとして実施す 「ための」の下に「施設の整備

六 四 六四

### 公

て届出があった件 出があった件二件 六 Ŧî.

号の次に次の一号を加える 載された」に改め、同項中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七 を「承認計画に基づき」に、 て準用する同法第五条第二項」を加え、同項第十七号中「承認振興事業計画に基づき」 又は」を加え、同条第三項第三号中「第二十条第二項」の下に「の規定により読み替え 「承認振興事業計画に記載された」を「当該承認計画に記

十八 別表の三の項、五の項、九の項又は十の項に掲げる事業のうち、商店街の活性 別に定めるもの 商店街活性化事業計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、 律第八十号。以下「地域商店街活性化法」という。)第五条第三項に規定する認定 化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法

第15号」や「第15条第1項第16号」 ビ、 業として実施するものを除へ。)に限る。」に改め、同表の十四の項中「第15条第1項 する」に、「地域産業創造基盤整備事業以外のものに限る。)」や「11の項に掲げる事 整備」や売り、「当該既存施設を再整備する」や「施設の整備又は既存施設の再整備を を加え、同表の十三の項中 次に「又は地域商店街活性化法第7条第3項に規定する認定商店街活性化支援事業計画」 モ「省令第28条第1項第1号イ」や「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業 **阅**る。)」を「掲げる事業」に、「中小企業」を「中小企業者」に改め、同表の三の項 を加え、同表の二の二の項中「甚づへ事業(省令第27条第2項の基準に適合するものに 第1項第1号ロに掲げる」に改め、「第5条第1項」の次に「の承認を受けた同項」を、 規定する複数の中小企業者(中小企業新事業活動促進法第12条第1項の認定を受けた者 合する事業」や「同号イに規定する異分野連携新事業分野開拓に係る事業に係るもの」 認を受けた者を含む。)」を加え、同表の一の二の項中「省令第26条第2項の基準に適 項」に改め、「中小企業者等」の次に「(中小企業新事業活動促進法第10条第1項の承 まご」を「、過去ご」に、 規定する認定基盤施設計画、」に改め、「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」の 会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第6条第2項に 業省令第74号。以下「省令」という。)第28条第1項第1号4」に改め、同表の十二の 基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令(平成16年経済産 を含む。)」に改め、同表の二の項中「省令第27条の基準に適合する」を「政令第2条 以、「1に同じ。」や「中小企業新事業活動促進法第11条第1項の認定を受けた同項に 新支援法第4条第1項」や「中小企業新事業活動促進法第9条第1項の承認を受けた同 掲げる事業のうち、同号イに規定する経営革新のための事業に係るもの」以、 下「省令」という。)第26条の基準に適合する事業」や「政令第2条第1項第1号イに く。) に係る業務運営、財務及び会計に関する省令(平成16年経済産業省令第74号。以 「特定下請組合等」の火に「(下請振興法第7条第1項の承認を受けた者を含む。)」 「同号ロに規定する認定基盤施設計画又は同号ハに規定する」や「商工会及び商工 「実施したもの」を「実施した者」 いおめ、「に行う施設の 「第15条第1項第15号」や「第15条第1項第16号」以、「過 「過去に」を「、過去に」に、

福島県告示第七百二十三号

に限る。)」や「12の項に掲げる事業として実施するものを除く。)に限る。」に改め を「実施した者」に改め、「に行う施設の整備」を配り、「当該既存施設を再整備する」 る。 「商店街整備等支援事業以外のもの

1

この規則は、公布の日から施行する。

2 行の日以後の資金の貸付けについて適用し、同日前に貸し付けた資金については、ない 改正後の福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の規定は、この規則の施 お従前の例による。

**金** 融 課

家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、 平成二十二年十二月三日

福島県知事 佐 藤 雄 平

ヨーネ病	病名
牛	畜
	種
疑似患畜	患畜の区分
一頭	発見頭数
伊達市	発見の場所
日一月二五年	発見年月日
殺処分	摘要

福

畜 産 課

# 福島県告示第七百二十四号

規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第 一項の

平成二十二年十二月三日

福島県知事 佐 藤 雄 平

県道	路	
一本松宏	線	
松安達線	名	
先までの上り線  二本松市根崎一丁目六五番地先から同市根崎一丁	X	
丁 目 五 一	間	
番地		

# 福島県告示第七百二十五号

地先までの下り線

二本松市根崎一丁目一〇番一地先から同市根崎一丁目二七番

(道路計画課)

規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第 一項の

平成二十二年十二月三日

路 線 名 X 間

福島県知事

佐

藤

雄

平

福島市野田町三丁目四六番八地先から同市野田町五丁目

番

県道庭坂福島線

福島市野田町五丁目二番一二地先から同市野田町四丁目三二 一五地先までの上り線 番六地先までの下り線

(道路計画課)

# 福島県告示第七百二十六号

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十二年十一月二十六日次のとおり指定した。 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例九十号)第六条第一項の規定により、 平成二十二年十二月三日

福島県知事

佐

雄

住所地に同じ 売りさばきの場所

(出納総務課)

通安全協会 南会津地区交 田島字大坪五四番 南会津郡南会津町

氏名又は名称 住所 成二七年九月三〇日まで 平成二二年一二月六日から平 指定の有効期間

会長 五十嵐 地の一

告

## 公告第三百八十九号

営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非 次のとおり公告する

平成二十二年十二月三日

三 名称 平成二十二年十一月二十二日申請のあった年月日 代表者の氏名 特定非営利活動法人福島・伊達精神障害福祉会

福島県福島市五月町一番十五号 主たる事務所の所在地

せる地域社会づくりの実現に寄与することを目的とする。 とその家族の精神保健及び精神障害者の福祉に関する事業を行い、 この法人は、精神障害者とその家族のよりよい地域生活の実現に向け、精神障害者 定款に記載された目的 共に安心して暮ら

(文化振興課

### 公告第三百九十号

とおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 次の

平成二十二年十二月三日

福島県知事 佐 藤 雄

平

(農村計画課)

白河市白坂皮後籠一一八番地

とおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

平成二十二年十二月三日

福島県知事

佐

藤

雄

平

同同同同同同同同同同

土地改良区の名称

矢吹西部土地改良区

退任した役員 氏名

理事 同 小林 鈴木 勝長 日出夫 白河市大信豊地字飯土用七八番地

615

西白河郡泉崎村大字太田川字二ツ堂六一番地

(農村計画

石角川田

慶徳

樋 伸喜

公告第三百九十二号

福島県知事

佐

藤

雄

平

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

次の

福島県知事

佐 藤 雄

平.

平成二十二年十二月三日

土地改良区の名称 阿賀川土地改良区

退任した役員

同同同同同同同同同同 氏名 三瓶 齋藤 河沼郡会津 郡同 坂下

·町大字三谷字谷地二八七番地

山田 郡同 町大字束原字舘ノ内七五七番地 町大字御池田字小池六〇番地 町大字宮古字中西九八番地

木 青 横 大 小 仙 伏 柳 山 樋 池 波 岩 生渕 江 林邉 敬市 富司男 同同同同同同同同同同同同 郡同 郡同 郡同 郡同 町大字青木字葭尻六番地 町大字青津字本丁八三番地 町大字福原字福川原九五九番地 町大字金上字東村八四番地

保 郡同 郡同 町大字沼越字辻田一九〇九番地 町大字合川字政所三六番地

源栄

茂利男

監事

町大字宮古字中西六一番地 町大字金上字上十日町二三番地二 町大字中泉字中屋敷一七七四番地 町大字開津字舘中乙一四番地

町大字宮古字中西九八番地

就任した役員 氏名

義通

蓮沼 横山 岩渕 河沼郡会津坂下 郡同 郡同

次の

郡同 郡同

英庄裕世一一 同同同同同同同同同同 郡同 町大字青木字葭尻六番地 町大字金上字東村八四番地 町大字中泉字中屋敷一七七四番地

郡同 郡同 町大字三谷字谷地二八七番地 町大字青津字本丁五六番地

郡同 町大字御池田字小池六〇番地 町大字海老細字大道下乙三六 一番地

町大字立川字金山一五〇番地 町大字新開津字村内三二番地

町大字五香字十日町五二三番 町大字金上字舘一六九番地 町大字開津字淨福甲八六番地 長谷川 渡部 渡部 新澤 齋藤 宮澤

誠

修

同同同同同同同同同同同同化性

同同同同同同同同同同同理 事

田

晴雄 和男

町野沢字横町乙二三二

四番地

た者の名称

土地改良事業を行っ

地区名

土地改良事業の

平成二十二年十二月三日

富岡町土地改良区

岩井戸

ほ場整備 類

地

町下谷字山

口戊三七番

秀夫

郡同

同 監事

齋藤 伊藤

啓二 堅悦 紀久男 伊平

町上野尻字上五職神三六〇二 町野沢字牧乙四六七番地

地

7尾野本字森野甲五八番地

町奥川大字大綱木字外手一八五番地 町奥川大字飯根字田尻一一五六番地 町群岡字御舘野甲一一六二番地三 町宝坂大字宝坂字白坂甲一七九番地 町登世島字馬場乙三八五二番地二 町新郷大字三河字戸中四七四七番地 町野沢字平七前丙二四四番地 町奥川大字飯沢字袖ノ平八六番地 町新郷大字冨士字井戸尻一〇七八番

荒海

佐

藤

郡同 郡同 郡同 郡同 郡同

した役員

氏名

麻郡西会津町奥川大字飯沢字袖ノ平八六番地

長谷川

昭郎

金子 宮澤

晴雄 和男 秀夫

同同同同同同同同同

新澤

豊二

郡同

長谷川

惠

郡同

町下谷字牛尾丁五三九番地

町群岡字御舘野甲一一六二番地三 町奥川大字大綱木字外手一八五番地

登世島字端村中乙一〇三七番地

紀久男

佐藤 渡部 西田

伊平 修

同同同同同同同同同同形住

郡同

町野沢字平七前丙二四四番地 町奥川大字飯根字田尻一一五六番地

町新郷大字三河字戸中四七四七番地

郡同

郡 郡

同

町宝坂大字宝坂字白坂甲一七九番地 町新郷大字冨士字井戸尻一〇七八番 町野沢字横町乙二三一四番地

地

長谷川 荒海

誠

退任した役員

西会津町土地改良区 一地改良区の名称 同

## 公告第三百九十三号

とおり土地改良区の役員が退任し、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 平成二十二年十二月三日 及び就任した旨届出があった。 第十八条第十六項の規定により、

福島県知事

佐 藤 雄

平

同同監同同 事 次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。 公告第三百九十四号 土地改良法(昭和) 須藤 一十四年法律第百九十五号)第百十三条の二 町尾野本字中町丙七五七番地

齋藤 渡部 正 祥平 康弘 同同同同同 郡同

(農村計画課)

次の

郡 郡 同 同

町新郷大字笹川字上ノ台北四三七三番地町上野尻字上沖ノ原二五二五番地町尾野本字樋ノ口前乙一八四〇番地町野沢字牧乙四六七番地

(農村計画課)

第

項の規定により

工事の完了年月日

福島県知事

佐

藤

雄 平.

昭和五 Ξ. 年三月

(農村計画課

リサイクル適性® この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。 再生紙を使用しています。

【定価

発行者 福 島 株式会社 第 印 刷 印刷所

施行認可又は施行 月 行 日

〇 日

昭和五二年一日同意の年月日

1 箇月 3,390円】